

意見書

平成 20 年 8 月 25 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。
以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

検証項目	意見	
-		<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)を通じ、NTT グループによる多様な競争上の問題事例が網羅的・体系的に収集・検証される機会が得られることは非常に有意義であり、昨年度における本制度の検証の結果、NTT グループに対して6項目の措置が要請されたことは、一定の成果として評価できます。 ・ 昨年度の本制度の運用を通じ、NTT グループの公正競争上の問題点については、部分的に改善が見受けられた箇所もありますが、依然として、本意見書の各論にて詳述するような「接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用」や「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等に係る問題が残置されており、本年度についてはより厳格に検証並びに指導がなされることが期待されるところです。 ・ また、昨今、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、「NTT 東日本」と「NTT 西日本」をあわせて「NTT 東西」という。)と、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTTドコモ」という。)殿によるFMC連携の強化や、エヌ・ティ・ティ レゾナント株式会社(以下、「NTTレゾナント」という。)殿へのNTTドコモ殿の出資等、市場において支配的地位を有する事業者を中心としたグループ連携が強まっており、接続事業者等が公平な環境下で競争することは年々困難になっている状況です。これら新規の事案に加え、従前からの日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。)殿を中心としたNTTグループの定常的な人事交流や県域等子会社等を通じた一体的営業等は、個別事案毎に競争環境へ影響を及ぼしているのは勿論のこと、それら個別事案が集積した結

検証項目	意見	
		<p>果、総体として、市場に与える効果がある点を無視することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度の本制度の運用においても、NTT のブランド力や、グループ会社・代理店等を通じたグループ連携行為について、「引き続き注視」との評価にとどまっているものがありますが、個別事案における違法性について「疑義がある」とのレベルにとどまっている場合や、公正競争上、「ただちに問題がある」と断定することが困難な場合でも、グループ会社や代理店が用いている NTT ブランドの活用や市場支配力の有する事業者グループの営業力等が有機的に作用し、総体的に公正競争にマイナスの作用を生じ得る点にも着目しなければ、本質的な評価を見誤るものと考えます。弊社共としましては、各論にて詳述するNTTグループ各社の行為を積み上げ、全体を捉えた場合、それらが総体として公正競争環境に悪影響を及ぼしていることは明白であり、早急に是正が必要であると考えます。 ・ 以上の点を踏まえ、本年度の本制度の運用にあたっては、NTT グループ各社の行為を個別に判断するのみならず、個別事案が集積した結果、総体として生じる効果も考慮の上、検証・評価して頂くことを要望します(別添資料1を参照願います)。 ・ なお、現行の法規制の枠組みをベースとして、NTT グループへの是正を求めることだけでは、抜本的な解決を図るには明らかに不十分であると考えます。これまで、電気通信分野における公正競争確保のために、電気通信事業法(以下、「事業法」という。)及び日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」という。)に基づく各種の競争セーフガード措置が講じられてきたところですが、そもそも、これら現状の枠組みでは、NTT グループと競争事業者間の同等性が担保されているとは言い難く、公正競争を実現する上での問題が数多く存在しています。昨年度の本制度の運用において、NTT グループに対する数多くの問題事例が接続事業者等より提示され、前述のとおり、評価の結果、一部事案において行政指導が出されたことは、現行のルールでは公正競争環境を確保することに限界があること、あるいは当該ルールが形骸化していることを如実に表しています。従って、公正競争上の問題を抜本的に解決するためには、NTT の組織の在り方に踏み込んだ議論、対処が不可欠であると考えます。本制度が、「新競争促進プログラム 2010」

検証項目			意見	
				<p>(電気通信分野において2010年代初頭までに実施する公正競争ルールの整備等のためのロードマップ)の一項目であることも踏まえ、検証の結果、得られた成果については、2010年より予定されているNTT組織の見直し議論につなげることが重要と考えます。現状の不健全とも言える市場環境が今後も常態化し続けた場合、最終的にはサービス面や料金面をはじめ、消費者の利益を著しく阻害する結果を引き起こすことは明白であることから、総務省殿におかれましても、より一層の真摯な取組みを行って頂くことを要望します。</p>
1 指 定電 気通 信設 備制 度 に 関 す る 検 証	(1) 第一 種指定電気 通信設備に 関する検証	ア 指 定要 件に 関す る検 証		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定要件について、昨年度の本制度の検証において以下の考え方が示されているところです。 <ul style="list-style-type: none"> - ポジティブリスト方式はボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るリスクがあり、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供に対し重大な支障となっているという事実や、NTT東西を競争上不利な状況に置く又はお客様利便を損ねている等の状況も認められないことから、ネガティブリスト方式の採用は第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当。 - メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していることから端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性がある。 ・ 今年度においても、上記の考え方に変更を加えるべき状況の変化は認められないことから、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった現行の考え方は継続されるべきと考えます。

検証項目			意見	
	イ 指定の対象に関する検証			<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定を受けている第一種指定電気通信設備に関しては、NTT 東西がそのボトルネック性が失われたことを挙証しない限り、それと一体として設置される電気通信設備も含め指定が継続されることが必要不可欠です。 ・ 特に地域IP網、光アクセス回線については、依然として他事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であるという状況に何ら変わりはないため、当然指定は継続されるべきです。 ・ また、NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)、光IP電話用ルータについては、今年度より新たに指定対象とされたばかりであり、現時点で見直しを行う必要は全くないと考えます。
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証			<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対し、FTTR サービスを早期に利用可能とするよう、現行のドライカップ接続に係る機能を下記のとおりアンバンドルして、新たなる接続料を設定すべきです。 ・ 弊社共で提供している FTTR サービスは、局舎～き線点まで(上部)の区間は光ファイバ回線を利用し、き線点～利用者宅まで(下部)の区間はメタル回線を利用する設備構成をとっています。一方、現在、NTT 東西殿が提供しているドライカップ接続料は、局舎～利用者宅の区間として設定されており、FTTR サービスで利用しない局舎～き線点までの上部区間のコストも負担している状況にあります。このため、FTTR サービスの設備構成に合わせ、き線点～利用者宅までの区間をアンバンドルしたドライカップ接続料(下部区間)を新たに設定すべきです。 ・ このドライカップ接続料における下部区間のアンバンドルが実現されると、コスト負担の適正化が図られることになり、利用者に負担していただくコストの低減化が可能ものと考えます。 ・ 本要望の詳細については、弊社共が「コロケーションルールの見直し等に係る措置報告に対する検証結果(案)」に関して提出した意見書(平成 20 年 7 月 11 日)及び再意見書(平成 20 年 7 月 30 日)を参照願います。 ・ また、NTT-NGN については、帯域制御機能、認証・課金機能や中継局接続機能のアンバンドルについて、接続事業者から要望を行っているところですが、NGN 接続ルール答申において、どのように利用するかが

検証項目			意見		
					<p>明確でないため、アンバンドルの要否の判断は時期尚早とされ、「NTT 東西においては、他事業者が NGN を活用したサービス提供を行うために必要な情報は、他事業者の要望を踏まえ、できる限り開示するように努めることが適当である」(「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(案)への意見及びそれに対する考え方(平成 20 年 3 月 27 日)考え方 28)とされたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しかしながら、接続事業者がこれらの機能を使ってどのようなサービスを実現するか具体的な検討をする上で必要となる NTT 東西殿による情報開示は依然として行われていない状況であり、NTT 東西殿においては、早急に帯域制御機能、認証・課金機能や中継局接続機能の詳細について情報開示を行うべきと考えます。 ・ なお、これらの機能は接続事業者が NTT-NGN との接続により多様なサービスを提供するにあたりアンバンドルが不可欠な機能と考えるため、将来的なアンバンドル化を前提として検討を進めることが必要と考えます。
(3)	3	イ 禁止行為に関する指定期間電気通信設備	接続に関する情報の目的外利用	接続業務で取得した顧客情報のフレッツ等における営業利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社調べによると、利用者が回線移設手続を行う際、NTT 東西殿が接続業務で取得している顧客情報をもとにし、利用 ADSL 事業者の案内及び B フレッツへの勧誘を行うといった不適切な営業が依然継続されています。 ・ 昨年度の検証においては、「本意見において指摘されている事案について、NTT 東西は情報の目的外利用の防止等について支店及びアウトソーシング会社の社員等に周知・徹底する等適切な措置を講じている」とし、「NTT 東西による当該措置の運用について引き続き注視していく」とされています。 ・ しかしながら、現在の NTT 東西殿の対応状況を考慮すると、この問題を根本的に解決するためには、NTT 東西殿に対して、アクセス網の機能分離等のより強い措置を求めることが必要と考えます。 ・ 従って、NTT グループの組織問題について可及的速やかに検討を実施するとともに、当面の対応として、接続に関して知りえた情報の目的外利用の再発防止に関する追加的対策を求めることが必要と考えます。

検証項目			意見																						
に 係 る 禁 止 行 為 に 関 す る 検 証			<p>【116における回線移設手続時の利用 ADSL 事業者案内、フレッツ勧誘有無についての調査結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">利用 ADSL 事業者の案内</th> </tr> <tr> <th>あり</th> <th>なし</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">フレッツ勧誘</td> <td>あり</td> <td>187 件(26%)</td> <td>107 件(15%)</td> <td>294 件(41%)</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>232 件(32%)</td> <td>194 件(27%)</td> <td>426 件(59%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>419 件(58%)</td> <td>301 件(42%)</td> <td>720 件(100%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※調査期間 : 2008年6月中旬～2008年7月上旬 調査方法 : Yahoo!BBサポートセンターへ引越しのご連絡を頂いた際にヒアリングを実施 総数 : 865件(有効回答:720件)</p>				利用 ADSL 事業者の案内			あり	なし	合計	フレッツ勧誘	あり	187 件(26%)	107 件(15%)	294 件(41%)	なし	232 件(32%)	194 件(27%)	426 件(59%)	合計	419 件(58%)	301 件(42%)	720 件(100%)
							利用 ADSL 事業者の案内																		
あり	なし	合計																							
フレッツ勧誘	あり	187 件(26%)	107 件(15%)	294 件(41%)																					
	なし	232 件(32%)	194 件(27%)	426 件(59%)																					
	合計	419 件(58%)	301 件(42%)	720 件(100%)																					
自己の 関係事 業者の サービ スを排 他的に 組み合 わせた 割引サ ービス の提供	ドコモシ ョップに おける B フレッツ 販売	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社調べによると、現在でも一部のドコモショップにおいて、NTT 東西殿のフレッツサービスの営業や携帯電話とのセット販売等が行われている状況にあります。 ・ 昨年度の検証においては、ドコモショップは代理店であることから、当該行為は問題ないと分析されていますが、ドコモショップは、ユーザからして見れば NTT ドコモ殿の一営業所にしか見えず、また、営業活動上、個々の店舗において NTT ドコモのブランドを用いてその製品・サービスの販売のみを行っており、実質的に NTT ドコモ殿の一部として機能しています。さらに、競争事業者がドコモショップに対して自社商品の取り扱いを依頼することは現実的には考えられず、これらのことから代理店が運営するものであっても、ドコモショップは NTT ドコモ殿の一部とみなし、NTT ドコモ殿本体と同等の禁止行為規制を適用する必要があると考えます。 ・ 具体的には、ドコモショップにおける NTT グループ他社商品の取り扱いを禁止する措置が必要であり、少なくとも、NTT ドコモ殿における顧客情報を用いての NTT グループ他社商品の営業禁止等の情報のファイアーウォール確保、及び NTT グループ商品同士を組み合わせでのセット割引の禁止措置が必要と考えます。 																							

検証項目				意見	
				NTT 東西殿とNTTドコモ殿のFMC連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今般、NTT 東西殿とNTTドコモ殿のFMC連携が進展しています。例えば、NTT 東西殿は、NTTドコモ殿の携帯電話(FOMA N906iL)をNTT 東西殿のひかり電話の子機として利用可能とするサービスを開始していますが、本件は、サービス導入の過程において意図的な排他性(自社グループに有利な仕様の採用等)がないとしても、実態上、現時点では市場支配力を有する事業者間に閉じた連携となっています。他にも、本サービスをはじめ、NTT 東西殿はNTTドコモ殿の携帯電話(FOMA N902iL等)を利用した各種FMCソリューションをホームページ※等において宣伝し、営業展開しており、その中でFOMA 端末を対応端末として告知することで、排他的な共同営業を行っていると解釈できます。 <ul style="list-style-type: none"> ※ひかり電話ビジネスタイプ:http://www.ntt-east.co.jp/ipc/fmc/index.html ※無線LAN対応移動機について:http://flets.com/hikaridenwa/subscription/wireless_mobile.html ・ また、他の事例として、NTTドコモ殿による「ホームU」※が利用できるマルチセッション対応ブロードバンド回線は、現在のところ、NTT 東西殿が提供するADSL やFTTH サービスに限定されています。 <ul style="list-style-type: none"> ※http://www.nttdocomo.co.jp/service/func_tool/homeu/ ・ そもそも、「東・西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」(以下、「活用業務ガイドライン」という。)の別紙2「今後想定される具体的な業務に関する基本的な考え方」における「1 固定・移動融合(FMC)サービス」の記述において、「固定通信分野・移動通信分野双方の市場支配力が結合することにより、NTTドコモ以外の電気通信事業者との間における実質的な公平性の確保を困難とし、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの蓋然性は高い」とされ、両社の排他的な共同営業が禁止されているところです。さらに、指定電気通信設備を設置する事業者に対しては、事業法第30条の禁止行為第3項第2号が存在し、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取り扱い等が禁じられ、また、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」としても、各種取引条件の同等性確保が求められています。 ・ 上記の各種営業活動は、前述の「活用業務ガイドライン」の主旨等からして、本来、認められるべきではな

検証項目				意見	
					<p>く、そもそも、こうした共同営業に直結するような排他性のある FMC サービスを NTT 東西殿と NTT ドコモ殿が提供すること自体、不相当と考えます。従って、今後、両社の FMC サービスについては、サービス開始前の時点において、法やガイドラインの趣旨等からの適正性を検証することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、既に存在する上記に示した各種 FMC 連携については、以下のような観点で、公正競争上の問題がないか、調査・検討を行う必要があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ① サービス検討・導入における差別的な共同行為の有無の検証 <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西殿の各種 FMC ソリューション及び NTT ドコモ殿の「ホーム U」に関し、サービス検討・導入までの事業者間の情報授受や協議(詳細なネットワーク仕様・端末仕様等)等の過程において、意図的に自社グループに閉じた共同的なサービス提供を意図した申し合わせが行われていないか ② サービス販売における差別的な共同行為の有無の検証 <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西殿の各種 FMC ソリューションについて、ひかり電話の販売現場において、NTT ドコモ殿の携帯電話の推奨等を行うセット販売的行為がなされていないか - 本サービスに係る上述のホームページ等の記載が排他的な共同行為に該当しないか ③ 販売時における同等性の検証 <ul style="list-style-type: none"> - NTT ドコモ殿の「ホーム U」に関し、将来的に、NTT 東西殿以外の事業者のブロードバンド回線サービスが「ホーム U」に対応可能となった場合※、告知や販売方法において、NTT 東西殿のブロードバンド回線と取り扱いが同等であるか <p>※本年 6 月 16 日の報道においては、株式会社アッカ・ネットワークス殿が今後「ホーム U」に対応した個人向け ADSL サービスの提供準備を開始したとの発表 (http://www.acca.ne.jp/release/080618.html) がなされています。</p> ・ なお、今後 IP 化の進展により、FMC の提供形態が多様化していくことが考えられることから、NTT 東西殿な

検証項目				意見							
					らびにNTTドコモ殿が提供する FMC については継続して詳細な検証を行う必要があると考えます。						
			一部の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い、及び量販店等への不当な規律干渉 (ISP に対する差別的取扱い)	OCN の優先的取扱い	<ul style="list-style-type: none"> NTT 東日本殿が「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)(案)に関する意見募集」に関して提出した意見書(平成 20 年 1 月 17 日)において、「お客様の選択肢を増やす観点から、なるべく多くの ISP を扱っていただきたい」と述べているとおり、利用者が多くの ISP の中から公平に選択できる環境こそが、健全な競争環境と言えます。 しかしながら、弊社調べによると、以下の表のとおり、現在大手量販店においては 70%以上もの店舗において、B フレッツ販売時に OCN のみを扱っている状況にあり、ISP と量販店の契約関係が ISP 間の競争下での民衆の契約に基づくものであることを考慮すると、こうしたほとんどの量販店で OCN のみを取り扱う状況は明らかに不自然なものであると言えます。 これほどまでに特定のプロバイダのみが優先的な扱いをされていることについては、何らかの背景があると推察され、昨年度の検証において、総務省殿は「運用の実態如何によっては、電気通信事業法第30条第3項第2号、同法第31条第2項第2号及び「NTTの承継に関する基本方針」(七)(八)を潜脱するおそれがあることから、本件について引き続き注視していく」としていることから、こうした状況が生じている要因について、運用実態にまで踏み込んだ詳細な検証をすべきであると考えます。 <p>【B フレッツを販売している家電量販店における OCN の取扱い状況】</p> <table border="1"> <tr> <td>B フレッツ取扱い店舗数</td> <td>607 店舗(100%)</td> </tr> <tr> <td>OCN 取扱い店舗数</td> <td>592 店舗(97.5%)</td> </tr> <tr> <td>OCN のみ取扱い店舗数</td> <td>443 店舗(73.0%)</td> </tr> </table> <p>※調査方法 : 大手家電量販店を中心に実地調査 調査期間 : 2008年7月中旬～2008年8月中旬</p>	B フレッツ取扱い店舗数	607 店舗(100%)	OCN 取扱い店舗数	592 店舗(97.5%)	OCN のみ取扱い店舗数	443 店舗(73.0%)
B フレッツ取扱い店舗数	607 店舗(100%)										
OCN 取扱い店舗数	592 店舗(97.5%)										
OCN のみ取扱い店舗数	443 店舗(73.0%)										

検証項目				意見	
					調査店舗数 : 608店舗
			子会社を通じた脱法的な共同営業	NTT 東西への規制の子会社への適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社調べによると、現在でも一部の県域等子会社において、NTT 東西殿のフレッツサービスに加えて NTT ドコモ殿の携帯電話を販売する行為等が行われている状況にあります。当該行為については、「県域等子会社の役員をNTT東西の役員等が兼務する場合、NTT東西と県域等子会社の経営が実質的に一体となるおそれがある」とされ、NTT 東西殿と県域等子会社が一体的に経営を行うことによる影響について懸念が示されているところです。 ・ 親子会社間の経営の一体性については、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成 17 年 11 月 1 日 公正取引委員会)において、「親会社が株式の 100%を所有している子会社の場合には、通常、親子会社間の取引は実質的に同一企業内の行為に準ずるものと認められ」と示されているとおり、株式所有比率が 100%の子会社については同一企業とみなすべきであり、また株式所有比率が 100%に満たない子会社については、同箇所を示されているとおり、役員等兼務の有無という観点だけでなく、親会社による子会社の株式所有の比率、子会社の財務や営業方針に対する親会社の関与の状況、親子会社間の取引関係(子会社の取引額に占める親会社との取引の割合等)等の観点も加え、総合的に判断すべきです。従って、今年度の検証においては、こうした視点も踏まえた検証がなされることを要望します。 ・ なお、弊社共としましては、県域等子会社が「NTT 東日本-〇〇」等の社名で営業を行っている行為等において、ユーザからすればNTT 東西殿の一営業所にしか見えず、また、営業活動上、実質的にNTT 東西殿の一部として機能していること、さらに競争事業者が県域等子会社に対して自社商品の取り扱いを依頼することは現実的には考えられないことから、県域等子会社は NTT 東西殿と実質的に一体であるとみなし、NTT 東西殿本体と同等の禁止行為規制を適用する必要があると考えます。 ・ 具体的には、NTT 東西殿の県域等子会社におけるNTTグループ他社商品の取り扱いを禁止する等の措置を講ずるべきと考えます。

検証項目				意見	
			<p>自己の 関係事 業者の サービ スを排 他的に 組み合 わせた 割引サ ービス の提供</p>	<p>NTT グ ループ カードに よるセッ ト割引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度の検証時の意見募集においても指摘したとおり、NTT ファイナンス株式会社(以下、「NTT ファイナンス」という。)殿(NTT 持株 87.1%所有、その他の株式も全て NTT グループが所有)が提供する NTT グループカードにおける「おまとめキャッシュバック」というサービス※は、電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)で禁止されている「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」の項目に該当する恐れがあると考えます。すなわち、本サービスはユーザから見れば、NTT グループが一体となってサービスを提供していることと同等であり、関係会社を介してグループ会社の商品・サービスを優先的に提供することで、「特定の電気通信事業者を優先的に取り扱ってはならない」とする事業法第 30 条第 3 項 2 号の規定を脱法的に運用しているものに該当するものと考えます。 ※ http://www.ntt-card.com/omatome_cashback.html ・ なお、昨年度、総務省殿の見解において、NTT 東西殿が NTT ファイナンス殿と他のファイナンス会社を同等に取り扱っているため問題がないとしています。本来検証すべき事項は、NTT ファイナンス殿が NTT 東西殿と他の事業者を同等に取り扱っているか否かということであるべきです。また、通常は、競業会社の商号で自社商品を販売することは商慣行上考えられない以上、NTT ファイナンス殿の当サービスは他事業者商品の取扱いを実質的に排除するものと位置付けられます。 ・ 従って、禁止行為規制の本来の趣旨からすれば、このような関連会社を通じた実質的なセット割引を認めるべきではなく、NTT 持株殿の子会社・関連会社に対し、NTT グループ商品のセット割引に相当する行為全てを禁止する措置が必要と考えます。
			<p>量 販 店 に お け る セ ャ ー ビ ス の 販 売</p>	<p>量 販 店</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社調べによると、一部の量販店において、OCN with フレッツと NTT ドコモ殿の携帯電話という組み合わせで同時加入した場合のみ、高額なポイントが追加的に付与されるというキャンペーンが確認されています。 ・ このような行為は、当該量販店が独自に行っている施策であったとしても、結果的には共同ガイドラインで

検証項目				意見	
					<p>市場支配的な電気通信事業者に対して禁止されている「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に相当するものであると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、仮にこのような量販店でのキャンペーンの背景に市場支配的な電気通信事業者の意向が何らかの形で影響しているのだとしたら、それは、「特定の電気通信事業者を優先的に取り扱ってはならない」とする事業法第 30 条第 3 項 2 号の規定を脱法的に運用している行為に相当する可能性があります。 ・ 従って、こうしたキャンペーンが行われている背景について、運用実態にまで踏み込んだ詳細な検証を行うべきであると考えます。
			他の電気通信事業者に対する不当に不利な取扱い (NTT 利用部門と接続事業者の不平等性)	土日工事対応に関する差異(おとくらイン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西殿の加入電話から接続事業者の直収電話への切替工事(ドライカッパ新規工事)の土休日工事は、地域によっては工事設定可能日が月に 1~4 日程度しかない等、工事稼働日が限られており、利用者にとって不便な状況であるとともに、接続事業者の顧客獲得に影響を及ぼしている状況にあります。 ・ 一方で、接続事業者の直収電話から NTT 東西殿のひかり電話への切替工事(ドライカッパ解除工事)の土休日工事は、上記の工事設定可能日より明らかに多くの日数で実施されています。 ・ 同じドライカッパに係る工事であり、かつ、同じ 0AB-J 電話サービスの提供に係る工事にもかかわらず、このように工事実施日の設定に差異を設けていることは、NTT 東西殿が自社の顧客獲得を優先する行為に相当するものと考えられ、利用者の利便性向上の観点からも、このような状況を直ちに是正し、土休日工事の対応の公平性を確保すべきと考えます。
				8分岐単位接続に係る問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ FTTH 市場における接続条件については、屋内工事立会い回数の違い等、NTT 東西殿利用部門と接続事業者の間にサービス提供上の差異が存在している状況です。弊社共が、従前より主張しているとおり、これらの問題については、早急に是正される必要があると考えます。 ・ なお、例えこれらの取扱いに関する差異の問題がすべて解消したとしても、NTT 東西の事業規模にとってのみ都合の良い狭い光配線区域や光アクセスサービス市場の競争に寄与するとは言い難い加入光ファイバ接続料水準、分岐端末回線あたりの接続料設定等の根本的問題が存在するため、FTTH 市場における公

検証項目				意見		
						<p>正競争環境を整備するためには、これらの根本的な問題についても早急に見直し等の措置を講ずる必要があると考えます(これらの問題の詳細については、弊社共が「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について 答申(案)に対する意見募集」に関して提出した意見書(平成 20 年 2 月 28 日)を参照願います)。</p>
		3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証	特定関係事業者制度の形骸化	NTTドコモ等の追加		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、NTTグループでは、後述するような役員等の人事交流や営業部門の統合等、グループ会社間の連携強化が進められています。 ・ このような行為は、禁止行為や公正競争要件に違反するものでないものの、グループ連携の強化を目的とする以外の何ものでもなく、移動体事業の分離、NTT再編時に課せられた公正競争要件等の趣旨を形骸化するものであり、現行の指定電気通信設備制度や特定関係事業者制度による禁止行為規制の内容は公正競争環境を実現するには不十分であることを意味しています。 ・ 従って、特定関係事業者制度に関しては、その規制内容としてNTTグループ会社間の役員等の人事異動の禁止、グループ会社間の共同営業の禁止等を追加し、より厳しいものにするとともに、対象事業者にNTTドコモ殿を追加する等の措置が必要と考えます。
2 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 等 に 係 る 公 正 競	(1) 検証の対象		NTT ブランドの優位性			<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省殿より公表された「電気通信事業分野における競争状況の評価 2006」において、「NTT 東西を使い続ける利用者には、料金面以外に、NTT 東西のいわゆる「ブランド力」その他の効果が影響していると考えられ、何らかの「ロックイン」が存在している可能性がある」と記載されているとおり、NTT グループ各社におけるブランド力は、事業者間の競争環境に影響を及ぼしています。 ・ また、昨年度の「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」における総務省殿の考え方 35 において、「NTT東西及びNTTドコモが共同営業を行う場合、両者のブランド力が相乗的に機能すること等により、公正競争が阻害される可能性がある」と記載されているとおり、今後、NTT グループ各社間の連携が強化されるに伴い、ブランド力が相乗的に機能し、競争環境に影響を及ぼす度合いが増すものと考えられます。

検証項目		意見
争要件の検証		<ul style="list-style-type: none"> 従って、公正競争環境確保を目的とし、NTTグループ各社におけるブランド使用に関して何らかのルール整備が早急に必要と考えられ、まずは具体的なルール策定にあたり、現状における NTT ブランドの効果の詳細な分析・具体的検証に直ちに着手すべきであると考えます。
	NTTグループ内人事交流に係る実質的な一体経営	<ul style="list-style-type: none"> NTTグループ内の人事交流については、NTT持株殿を中心にNTT東西殿、NTTドコモ殿、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社殿(以下、「NTTコミュニケーションズ殿」という。)等のグループ会社間で従業員の異動が依然として見受けられる状況です(別添資料2を参照願います)。これらの行為は、移動体部門分離時の公正競争要件(三)並びにNTT再編時の公正競争要件(一)、(二)に定める役員兼任の禁止や在籍出向の禁止等に抵触するものではないとしても、グループ連携の強化に繋がるものであることに違いはなく、競争事業者との間での公正競争環境を実現するというそもそもの移動体部門の分離並びにNTT再編の趣旨に反するものであると考えます。 具体的には、会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底したとしても、ファイアーウォールが完全に機能するかは疑問であり、上記の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向を禁止するのみでは不十分であり、NTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要と考えます。 特に、NGNにおける新たなサービス競争が加速するなか、NTTグループの実質的な一体経営を防止する観点からは、このような追加措置が早急に行われる必要があると考えます。
	NTTグループの共同資材調達	<ul style="list-style-type: none"> NTTグループにおける総資材調達額は、例えば平成19年度のNTTグループ連結ベースでの設備投資額で約2兆1289億円と巨額であるため、結果として、個別の資材調達を行っていたとしても共同資材調達と同等の影響力がベンダー等に対して発生している可能性があると考えます。 また、移動体部門分離時及びNTT再編成時の公正競争要件により禁じられている共同資材調達が行われていないとしても、グループ子会社を介する等の形態で禁止されている共同資材調達に実質的に等しい行為を行っている可能性も考えられます。 したがって、移動体部門分離時の公正競争要件(5)、NTT再編時の公正競争要件(四)において禁止され

検証項目		意見	
			<p>ている NTT 持株殿・NTT 東西殿の NTT コミュニケーションズ殿、NTT ドコモ殿との間での共同資材調達の有無はもちろんのこと、子会社を通じた共同資材調達行為の有無について検証する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その上で、以下の追加措置の実施について検討すべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 公正競争要件に定める共同資材調達の禁止のみならず、各事業会社における個別の資材調達について全て公開入札を実施することとする等透明性を確保すること ② 特定の NTT グループ子会社を通じた実質的な共同資材調達行為の禁止
	地域会社と長距離会社の営業業務集約		<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西殿の法人営業の NTT コミュニケーションズ殿への集約に関し、昨年度の検証結果として、NTT コミュニケーションズ殿に提供される顧客情報が競争事業者に提供される顧客情報と同一であれば問題ないとする判断がなされていますが、このような考え方は、本件の問題点を矮小化しているものと考えます。 ・ すなわち、NTT 東西殿の法人営業を NTT コミュニケーションズ殿に集約することにより、ユーザからは、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿が共同で営業活動を行っているように見えるという問題が生じており、現実問題として、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の営業が共に顧客訪問を実施したり、NTT コミュニケーションズ殿が NTT 東西殿のサービスを紹介したりするケースまたその逆のケースが散見されています。 ・ 加えて、両社のサービスを組み合わせたバンドルサービスやバンドル割引を提示する等の事例も散見され、実態として NTT グループ一体の営業が行われている状況に他ならず、NTT 再編時公正競争要件(八)に抵触しているものと考えられます。なお、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿によるバンドルサービス及びバンドル割引の事例としては、次のようなものが挙げられます。 <ul style="list-style-type: none"> － 市内/市外/国際のバンドル割引 － NTT 東西殿加入電話と NTT コミュニケーションズ殿フリーダイヤルのセット提供 － イーササービスバンドル提供 ・ 従って、これらの問題事例が生じていることから、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の間での共同

検証項目		意見	
			<p>営業行為については、注視を行うだけではなく、早急に是正措置を取ることが必要と考えます。</p>
	NTT 東西殿における活用業務実施状況報告		<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西殿の提供する次世代ネットワーク等を利用したサービスに係る活用業務(以下、「NGNに係る活用業務」という)の認可(2008年2月25日)に伴う認可条件1は、NGNに係る活用業務の認可後に整理されたNGN 接続ルール答申の結果を踏まえて整備されるものであるため、NTT 東西殿が当該認可条件を満たしているか改めて検証することが必要であると考えます。 ・ そもそも、NTT 東西殿による活用業務の実施状況報告の時期が毎事業年度経過後6ヵ月となっているため、前年の競争セーフガードによる検証実施後に認可された活用業務については、競争セーフガードにおける検証手続に間に合わないという状況にあります。例えば、今回の競争セーフガード制度による検証においては、2008年2月25日に認可されたNGNに係る活用業務の実施状況に関する実施状況が分からず、十分な検証ができない状況です。このような状況を改善するため、競争セーフガード制度の提案募集が実施される7月に間に合うよう、実施状況報告を事業年度経過後3ヵ月後までに行う等、競争セーフガード制度との整合性を取ることが必要と考えます。
3 その他	活用業務制度の形骸化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 活用業務制度においては、NTT 再編の趣旨が没却されることがないよう電気通信事業における公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められることを認可の要件としています。平成13年の活用業務制度導入以来活用業務が次々と認可され、NTT 東西殿の業務範囲が本来の地域電気通信業務から拡大することにより、公正な競争の確保に支障を及ぼす恐れが顕在化してきているものと考えます。 ・ 結果として、実質的に活用業務がNTT 東西殿における主要な業務となることから、市場支配的な地域電気通信業務と競争的な長距離電気通信業務を分割したNTT 再編の趣旨が形骸化してきているものと考えます。 ・ このような活用業務及びNTT 再編の趣旨の形骸化については、弊社共は昨年度も意見を申し述べましたが、その意見に対して総務省殿からは、活用業務については活用業務認可ガイドラインに基づき厳格に審査を行っており、またNTTの組織問題は、2010年の時点で検討を行いその後速やかに結論を得ることとさ

検証項目	意見	
		<p>れている、との考え方が示されたのみで、具体的な対応はなされていない状況にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しかしながら、その後 NTT 東西殿の間の直接接続による NTT 東西殿相互間のサービス提供を含む NGN に係る活用業務が認可(2008年2月25日)されたことにより、現在は活用業務認可を通じた NTT 東西殿の一体化がさらに進化した状況にあり、こうした事態の進展を考慮すると、公正競争環境確保の観点からは、現状の措置のみでは不十分な状況であることがさらに明確となってきたものと考えます。 ・ 従って、先に述べた活用業務実施状況報告に係る検証内容及びプロセスの改善とともに、NTT グループの組織問題については、可及的速やかに検討を実施することが必要と考えます。
	116 でのフレッツ 営業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社調べによると、NTT 東西殿における 116 窓口において、NTT 東西殿側からのフレッツ勧誘や利用 ADSL 事業者案内(接続に関して知りえた情報の目的外利用を除く)といった行為が依然としてなされている状況にあり、顧客利便性の観点からこうした行為が一定程度認められるべきという考えはあるものの、競争事業者においては実現し得ない顧客獲得機会を NTT 東西殿が有することは、やはり問題があると考えます。 ・ このような状況を考慮すると、平成 18 年 6 月 16 日に総務省殿より公表された「IP 時代における電気通信番号の在り方に関する研究会第二次報告書」において NTT 東西殿に対して求めた「1XY 番号を新規サービス(加入電話及び ISDN サービス以外のサービス)の受付番号として広告を行わないとともに、新規サービスの広告において受付番号を示す場合は、着信課金用番号等を用いる」という措置は、公正競争条件を確保するための措置としては不十分である可能性があります。 ・ 従って、まずは NTT 東西殿が上記措置とともに求められた「1XY 番号による問い合わせの現状(1XY 番号による問い合わせの受付件数及び代表的な新規サービスの申込みの受付件数を含む。)」の報告及びその検証結果を公表の上、公正競争条件確保のための追加的措置を早急に検討・実施すべきです。 ・ 具体的には、116 窓口において、フレッツに係る申し込み・問い合わせを受け付けない、116 窓口と着信課金用番号窓口の物理的な分割等の措置を講ずるべきと考えます。
	NTT コミュニケー	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT コミュニケーションズ殿は、NTT 再編時に取得した加入電話サービスに係る加入者情報の全てを承継

検証項目	意見	
シヨンズによる NTT 東西顧客情報 の保持		<p>し、再編当初の長距離電話サービス提供に利用してきました。この加入者情報の NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿との間での承継は NTT 再編当初の加入電話サービス提供上、利用者利便性維持のため必要な措置であったことは理解出来ますが、その後、マイライン制度の導入により中継電話サービスについて NTT コミュニケーションズ殿を一切利用しないことを選択したユーザも存在するはずであるにもかかわらず、このようにして再編時に承継した顧客情報を、現在でも NTT コミュニケーションズ殿がプラチナライン等の自社のその他サービスのアウトバウンド営業等に活用しているといった事例が存在していることは問題であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すなわち、当該加入者情報には、競争事業者が利用できない加入者情報（電話帳非掲載のもの）も含まれており、NTT コミュニケーションズ殿と競争事業者間で情報の非対称性に基づく、営業活動上の優位性が存在しています。 ・ 仮に NTT 再編時のこれらの顧客情報の授受が利用者利便の観点から、不可欠な措置であったとしても、NTT 再編時の公正競争要件(九)に照らすと、現在もこうした情報を保持し続け、これらの加入者情報を基に営業活動を行うことはマイライン制度導入の経緯等を考えると不適切な行為であると考えられます。 ・ 従って、総務省殿においては、NTT コミュニケーションズ殿が NTT 再編時に承継した契約者情報の利用実態について調査を行うとともに、マイラインサービスで NTT コミュニケーションズ殿を選択していないユーザの顧客情報を直ちに廃棄させる等、当該加入者情報の営業活動利用を禁止すべく措置を講じるべきと考えます。
B フレッツへの内 部補助		<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年の本制度の検証において、競争事業者から、NTT 東西殿における B フレッツに関する内部相互補助検証の必要性が指摘されていたところですが、これに対してその後、電気通信事業会計規則に定める指定電気通信役務損益明細表における役務区分の追加等の措置がなされました。 ・ しかしながら、これらの措置のみでは内部相互補助の検証が難しいことについて弊社共は以前より指摘しているところであり、検証可能性を高めるためにもより踏み込んだ措置が必要と考えます。具体的には、

検証項目	意見	
		<p>FTTH アクセスサービス区分における営業費のうち、「顧客営業」「販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料」「宣伝」「企画」に該当する費用の明確化を行うことが必要と考えます。</p>
	<p>レイヤ間を跨る市場支配力の行使 (上位レイヤへの不当な市場支配力行使)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ IP 化の進展等に伴い、レイヤを跨る市場支配力行使の実態に十分に注視する必要があります。特に、プラットフォームレイヤやコンテンツアプリケーションレイヤ等の上位レイヤの重要性が増す中、グループの連携等を活用し、通信レイヤにおける市場支配力が上位レイヤへ不当に行使されるようなことがあってはなりません。指定電気通信設備を設置する事業者による、このような市場支配力の不当な行使は、事業法第 30 条の禁止行為第 3 項第 2 号に該当する行為として、厳格に禁止されるべきです。 ・ 具体的には、固定通信においては、NTT 東西殿による NGN サービスが開始されていますが、通信レイヤにおける NTT 東西殿の市場支配力をもとに、特定コンテンツを独占的に配信する等がなされていないか、適時検証すべきです。 ・ また、移動体通信においては、本年 6 月 16 日、NTTレゾナント殿に対してNTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿が増資を行い、携帯とPCのシームレスなサービス開発やiMenuサイトにおける検索機能の高度化等に取り組むとの発表 (http://www.nttr.co.jp/news_release/080616.html) がなされています。このような環境変化に伴い、モバイルインターネットの検索機能の提供等において、NTTドコモ殿がNTTレゾナント殿以外の事業者を不当に排除する、または、NTTレゾナント殿を介し、PCと携帯の検索機能等の排他的連携を行う等がなされていないか、両社の取引条件の排他性有無を適時検証すべきです。
	<p>NTT 東西の IPv6 進出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT-NGN 上での IPv6 インターネット接続サービスの提供方法に関して現在様々な方式が議論されていますが、B フレッツと接続している ISP 事業者の IPv6 対応にあたり、NTT 東西殿がエンドユーザに IPv6 アドレスを付与する方式については、公正競争上の問題を引き起こすものであると考えます。すなわち、この方式が採用された場合、NTT 東西殿が直接 ISP 小売市場に参入しないとしても NTT 東西殿は本来業務である地域電気通信業務を超えて事業を展開することとなり、NTT 再編成の趣旨を形骸化する状況が発生することは勿論のこと、地域電気通信業務における市場支配力を ISP 市場においても一体的に行使することを意

検証項目	意見	
		<p>味するため、このような方式は断じて認められるべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 万が一、本方式の導入が不可避な状況となったとしても、ISP 事業者間の公正競争の確保は勿論のこと、各レイヤにおける NTT 東西殿と競争事業者との公正競争を確保するための措置が担保されない限りは、本方式の導入は認められるべきでないと考えます。
	作業単金の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成 20 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に係る弊社共意見書(平成 20 年 2 月 14 日)でも述べたとおり、NTT 東西殿の接続料として定められている作業単金は、一般的な水準に比して高くなっています。例えば、平成 20 年 3 月 27 日に情報通信審議会より答申された「実際費用方式に基づく平成 19 年度及び平成 20 年度の接続料等の改定」における作業単金は、NTT 東日本:6,280 円/時間、NTT 西日本:6,214 円/時間とされていますが、一方で、一般的な通信工事技術者の作業単金は約 3,600 円/時間※となっており、1 時間単位で比較すると約 2,600 円もの差があります。この意見に対し、NTT 東西殿は再意見において、「作業単金については、労務費単金のほかに物件費、管理共通費、退職給与費等を含んでいるものであり、現場管理費及び一般管理費の諸経費(法定福利費、福利厚生費、退職金等)を含まない「建設物価」上の通信工事技術者賃金と当社の作業単金の水準を比較されている点については、内容が異なる」との意見をされていますが、弊社共はこの一般的な通信工事技術者の作業単金は作業者の待機時間や管理費・共通費等を加味したものとなっていることから、NTT 東西殿の作業単金と原価範囲はほぼ同等であり比較は妥当であるものと考えます。 <p style="text-align: center;">※「建設物価」2008・1 月号 通信工事技術者賃金実態調査より、関東地区の監督又は主任の賃金平均額によると、一般的な通信工事技術者の作業単金は 28,500 円/日(8 時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こうした通常より高水準と考えられる作業単金を元に NTT 東西殿から各県域子会社等への業務委託が行われることにより、NTT として本来達成すべき効率化が実現されず、資金のグループ内留保等が可能になるものと考えます。 ・ このような状況は、第一種指定電気通信設備との接続を行う事業者との競争環境に影響を及ぼしうるもの

検証項目	意見	
		<p>であり、総務省殿においては、NTT 東西殿が子会社へ業務を委託する際の作業単金の適正性についても、接続料認可プロセスに加え、本制度を通じて検証すべきと考えます。</p>
	フレッツ・テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西殿が B フレッツ上で提供する「フレッツ・テレビ」サービスは、株式会社オプティキャスト（以下、「オプティキャスト」という。）殿が提供する放送サービス「スカパー！光（ホームタイプワイド）」と NTT 東西殿が提供する電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」の組み合わせではあるものの、利用者から見れば NTT 東西殿が放送サービスを提供しているようにしか見えません。 ・ 結果として、NTT 東西殿が地域通信網における独占的地位を有すること等を踏まえてなされた行政指導（NTT 東西殿の放送事業への出資を 3%以下に制限等）の趣旨が形骸化されています。 ・ まして、以前から競争事業者が要望している分岐端末回線単位での接続が認められない等、NTT 東西殿における光アクセス回線の開放が不十分な状況下において、このようなサービスの提供を認めることは、NTT 東西殿が FTTH 市場で 70%以上のシェアを有しかつシェアを伸長する中、NTT 東西殿の独占の度合いをさらに強めることとなり、公正競争環境確保の観点から望ましくありません。 ・ 従って、NTT 東西殿の「フレッツ・テレビ」サービス提供が、FTTH 市場における競争促進を阻害しないように何らかの措置を講じる必要があると考えます。

以上

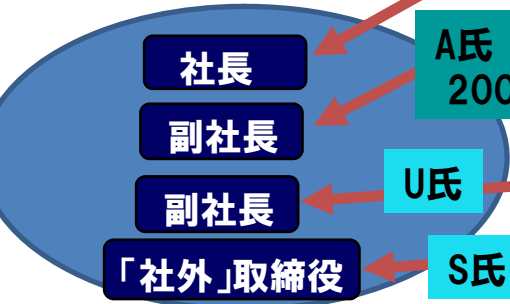
NTTグループ トップ人事相関図

NTT持株会社

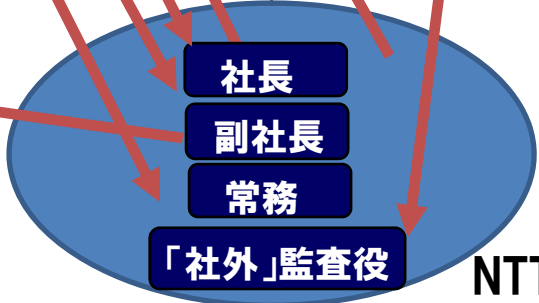
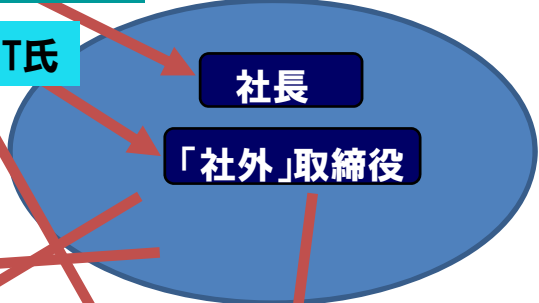
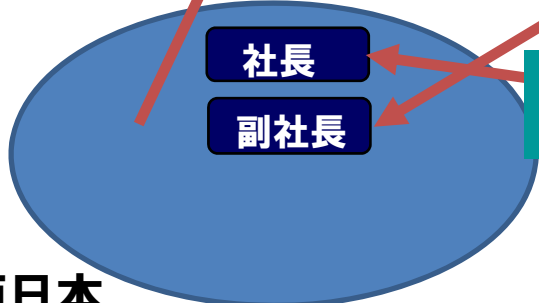
*年月記載のないものは
2008年7月の異動

NTTコミュニケーションズ

NTTドコモ



NTTデータ

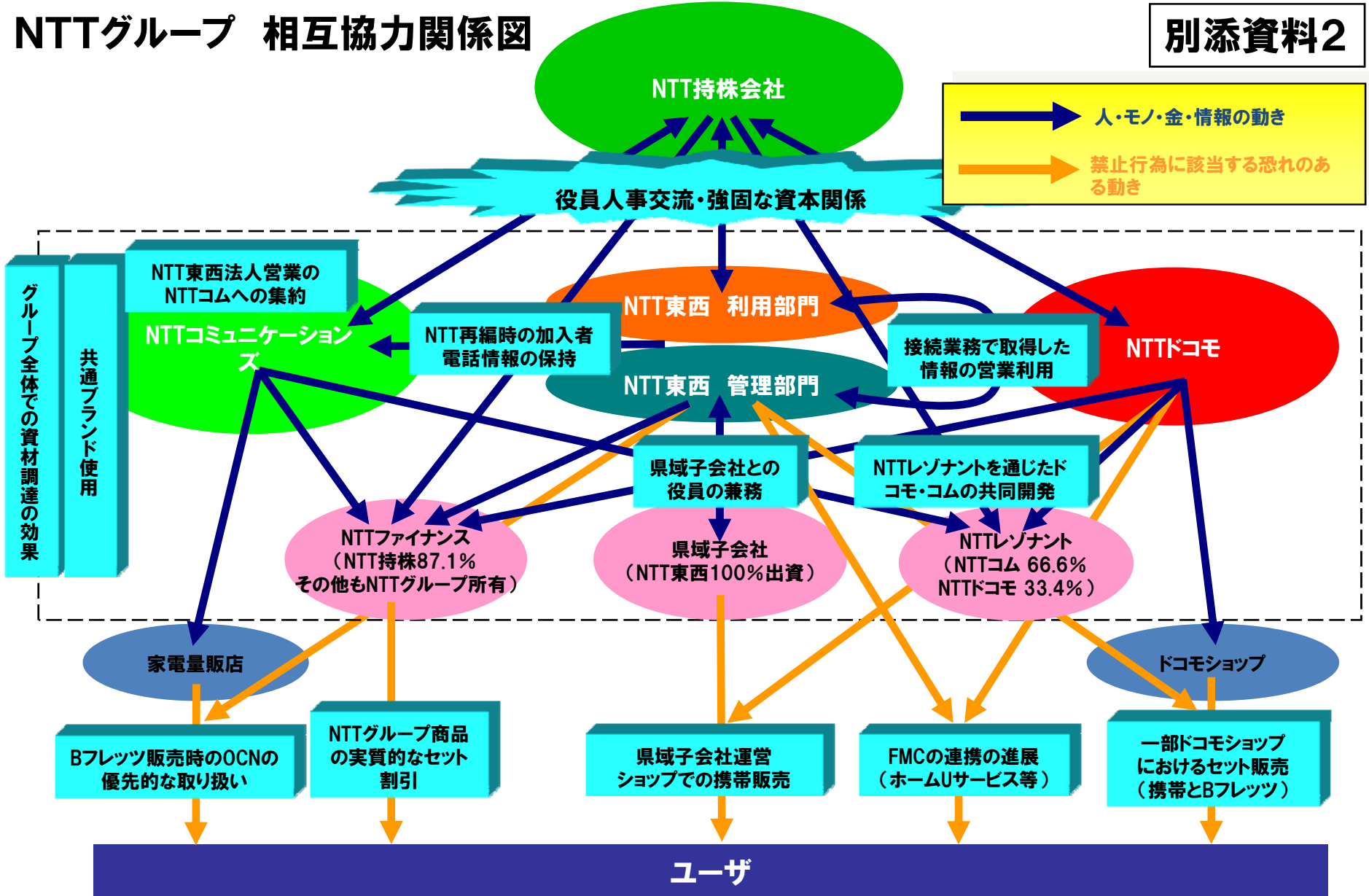


NTT西日本

NTT東日本

NTTグループ各社の人事交流は頻繁に行われており、
結果としてNTTグループの連携を強固にしている

NTTグループ 相互協力関係図



個別の行為において明確な違法性はなくとも、総体として競争環境に与えている影響を検証すべき